

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	市民局総務部施設担当 (06-6208-7633)
処分課（担当）名	代会会館：各区役所 附設会館担当課（指定管理者） 代会会館以外：各区役所 附設会館担当課
処分の名称	利用料金等の減免（区役所附設会館）
概要	区役所附設会館の使用について、下記の審査基準のいずれかの要件に該当する場合は、利用料金等が減免されます。
根拠法令等 及び条項	大阪市区役所附設会館条例 第10条の3・第13条 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/cmsfiles/contents/0000016/16597/jourei_20210401.pdf 大阪市区役所附設会館利用料金等の減免に関する要綱 https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000404046.html 各区役所附設会館減免規程（各区役所ホームページにて掲載）
審査基準	◎次に掲げる要件を満たすことが必要 (1) 区役所の事務又は事業の用に供するとき (2) 前号に掲げるもののほか、条例第2条（目的）の目的を達成するため、本市の事務又は事業の用に供するとき (3) 区民の組織する団体その他市長がこれに相当すると認めるものが条例第2条（目的）の目的に即した使用をするとき (4) その他市長が特別の事由があると認るとき
標準処理期間	即日～14日
経由日数	—
提出先	使用申し込みを行う区役所附設会館
提出時期	随時
提出方法	使用申し込みを行う区役所附設会館へ減免申請書を持参してください。
手数料	—
相談窓口	使用申し込みを行う区役所附設会館
ホームページ	https://www.city.osaka.lg.jp/shimin/page/0000016597.html
備考	